

徳島県規則第五十七号

徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部を改正する規則

徳島県計量器出張検定等経費徴収規則（昭和四十五年徳島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「走行距離に、走行距離一キロメートルにつき百円を乗じて得た額。ただし、その額が四千円に満たない場合は、四千円とする。」を「当該用具の運搬のための車両の借上げに要する実費に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県計量器出張検定等経費徴収規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和八年四月一日以後に行う検定等について適用する。
- 3 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行う検定等に対する改正後の規則別表の規定の適用については、同表中「実費に相当する額」とあるのは、「実費に相当する額を三で除して得た額」とする。この場合においては、同表の備考第二項の規定は、適用しない。